#### ~第11回~

### 複合用途防火対象物 従属的 な用途 2

取り扱いについて」は、防火対象物に対するる運用指針「令別表第」に掲げる防火対象物の 消防法令上極めて重要な通知です 複合用途防火対象物の従属的な用途に関す ド・ソフト両面に係る規制の根本をなす

東京理科大学大学院 国際火災科学研究科 小林恭一 博士(工学)

教授

#### 従属的な用途

途に供される防火対象物の部分の従属的 の2第2項では、その後段で、「他の用 建物の火災危険性を十分に捉えることは どの劇場は「複合用途防火対象物」になっ ちいち一つの用途として扱うと、 途」について定めた消防法施行令第1 できていないと考えているのでしょう。 てしまいますが、それでは、さまざまな 劇場にある小さな売店のようなものをい に含まれるものとする」とされています。 るときは、当該一の用途は、当該他の用途 な部分を構成すると認められるものがあ ||について定めた消防法施行令第1条複合用途防火対象物の「二以上の用 常識的な規定だと思います。 ほとん

> その経過を整理してみました。 改正の経過をたどります。末尾の表に 強化がおこなわれた際に、 対象物と特定防火対象物にかかる規制 ビル火災と大洋デパート火災を契機と にはありませんでしたが、千日デパ して昭和47年から50年に複合用途防火 この第2項は、制定当初(昭和36年) 複雑な制定、

## **俊合用途** 関係条文改正等の経

おこなわれます。 の後、まず、 いて厳しい規制強化がおこなわれました。 一(16) 項がイと口に区分されるとともに、 (16) 項イについてはSPの設置などにつ 千日デパー 昭和47年12月に政令改正が トビル火災 (昭和4年5月) この改正で、 令別表第

> この改正の際に(16)項がイと口に区分 この時一緒におこなわれたのです。前回、 お詫びして訂正します。 理してみて、間違いだと気づきまし されたように書きましたが、この表を整 ト火災対策の積み残された法改正が、 法8条1項に追加されます。千日デパ 合用途防火対象物」という用語と定義が 法の大改正がおこなわれ、その際に「複 行消防法17の2の5第4項) を含む消防 定防火対象物に対する遡及適用条項(現 月) が発生したため、昭和49年6月に特 半年後に大洋デパ この改正の施行日(昭和48年6月) ト火災 (昭和48年11  $\mathcal{O}$

月) に政令第1条 (現第1条の2) が改正 この消防法改正と同じ日 (昭和49年6

る。」と定められました。この規定は公 場合における当該二以上の用途とす 以上の用途のうちに別表第一(1)項から 政令で定める二以上の用途は、異なる二 りませんでした。 布日即日施行とされ、 いずれかに該当する用途が含まれている (15)項までに掲げる防火対象物の用途の 第2項として「法第8条第1項の 後段の規定はあ

ご存知の「令別表第一に掲げる防火対象 日付け消防予第41号、 物の取り扱いについて」(昭和50年4月15 以下 [4]号通知] という) が出ているので されています。そしてその3カ月後に、 施行日も半年遅らせて昭和50年1月と 昭和49年7月に第2項に後段が追加され ところが、それからわずか1カ月後の 消防安第41号。

# 定複合用途防火対象物と

47年12月の政令改正は極めて強い規制 号通知の重要性がわかってきます。昭和 このように整理してみると、改めて41

S50.4.15

でも、 従属している用途」の別を設けるととも に(41号通知1(1))、 知を出すことになりました。この通知で 疑問が相次ぎ、施行後3カ月で41号通 対して用途をどう判定するかについては 猶予期間を設けたのだと思います。それ に後段を追加するとともに、施行日に 次ぎ、消防庁もあわてて令第1条第2項 くそんな指摘が消防機関の方々から相 災危険性の実態とも合いません。 ことになったら大騒ぎになりますし、 でSPの設置が必要になる、 ((4) 項) があるため (16) 項イになるの 項として扱っていたところ、中に売店 ればならなくなりました。中学校を(7) さまざまな消防用設備等を設置しなけ 火対象物」と判定されると、SPを含む が義務づけられ、特に「特定複合用途防 正で特定防火対象物に対する遡及適用 ました。ところが、昭和4年6月の法改 かったため、消防機関も何とか対応でき 強化でしたが、既存物件は対象ではな 別表で「主たる用途」と「機能的に 現実の防火対象物の複雑な実態に 従属的用途の面 などという おそら 火

複合用途関係条文改正等の経過 むように措置したのです。 複合用途防火対象物 二以上の用途と従属用 年月日 遡及適用に係る改正 に対する規制強化 途に関する規定 S47.5.13 (千日デパートビル火災 118人死亡) 令別表第一(16)項がイ と口に区分。16項イへの S47.12.1 SP設置(現行令12条1項 10号)等(S48.6.1施行) S48.11.29 (大洋デパート火災 100人死亡) 特定防火対象物に対す 複合用途防火対象物の 現行令1条の2第2項前 る遡及適用(現行法1 S49.6.1 用語と定義策定(現行法 段(二以上の用途)制定 条の2の5第4号) (S49.6.1施行) 8条1項) (S49.6.1施行) (S49.6.1施行) 現行令1条の2第2項後 S49.7.1 段(従属用途)追加 (S50.1.1施行)

41号通知制定

合用途防火対象物」と判定しなくても済 ると認められる」として、 ものについては「従属的な部分を構成す (同1(2))、(1)又は(2)に該当する 積と割合についてもメルクマールを設け むやみに